

山口大学共同獣医学部教育後援会会則

平成 28 年 2 月 5 日制定
令和元年 7 月 20 日一部改正
令和 7 年 10 月 22 日一部改正

第1条 本会は、山口大学共同獣医学部教育後援会と称する。

第2条 本会は、山口大学共同獣医学部に在籍する学生の保護者をもって組織する。

第3条 本会の事務所を、〒753-8515 山口県山口市吉田 1677-1 山口大学共同獣医学部内に置く。

第4条 本会は、山口大学共同獣医学部の発展を助け、その教育活動を支援することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

(1) 大学教育達成に必要な援助

(2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第6条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長、副会長、顧問 各 1 名

(2) 理事 7 名（内 3 名は共同獣医学部大学教育職員とし、評議員（学務委員長）、副学部長、及び学科長を充てる。）

(3) 監事 2 名

(4) 幹事 2 名（事務長、副事務長）

第7条 会長及び副会長は、理事（保護者）の中から互選し、顧問には、共同獣医学部長を充てる。

2 理事（保護者）及び監事は、会員の中から互選し、その任期は、当該学生の在学期間とする。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、本会の事業を審議処理する。

4 監事は、会計を監査し、理事会に報告する。

5 幹事は、庶務、会計事務を処理する。

第9条 会議は理事会とし、毎年学年始め会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時に招集することができる。

2 総会は、必要に応じて、会長がこれを招集する。

第10条 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 予算の審議及び決算の承認

(2) 会務の報告

(3) 役員の選出及び承認

(4) 会則の変更に関する事項

(5) その他必要な事項

第11条 会費は、年額 15,000 円とし、6 か年分（学士編入学学生は 5 か年分）を入学時に納入する。ただし、特別の事情のある者については、会長の承認を得て、分納することができる。

2 会長は、理事会に諮って、特別の事情のある者に対しては、会費を減額又は免除することができる。

第12条 本会の会計年度は、4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日までとする。

第13条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入により支弁する。

第14条 本会の会計経理については、会長は顧問に一任することができる。

第15条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

第16条 本会の設立年月日は、平成 28 年 2 月 5 日とする。

附 則

1 この会則は、平成 28 年 2 月 5 日から施行する。

この会則は、令和元年 7 月 20 日から施行し、令和元年 5 月 1 日から適用する。

2 第6条の規定にかかわらず、平成 28 年度から令和 2 年度までの理事（保護者）及び監事の人数は、次の表のとおりとする。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31（令和元）年度	令和 2 年度
理事（保護者）	4 人以内	4 人以内	4 人以内	4 人以内	4 人以内
監事	1 人以内	2 人以内	2 人以内	2 人以内	2 人以内

3 この会則施行前に学生が山口大学共同獣医学部に在籍し、この会則施行後に本会へ加入した当該学生の保護者の会費については、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとし、入会時に納入する。

<（ ）内は、学士編入学学生の保護者の会費>

平成 24 年度入学生 20,000 円 (10,000 円)

平成 25 年度入学生 30,000 円 (20,000 円)

平成26年度入学生 40,000円(30,000円)

平成27年度入学生 50,000円(40,000円)

附 則

- 1 この会則は、令和7年10月22日から施行する。
- 2 令和8年3月31日に在学し、令和8年4月1日以後引き続き在学する当該学生の保護者の会費については、第11条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。